

令和5年度（2023年度）

第5回北海道環境審議会自然環境部会

議 事 録

日 時：2023年11月22日（水）午後2時開会
場 所：北海道第二水産ビル 4階 4G会議室

1. 開 会

○事務局（橋本課長補佐） 定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第5回北海道環境審議会自然環境部会を開催いたします。

本日、自然環境課長が別用で遅れますので、私、環境生活部自然環境課補佐の橋本が進めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員総数13名のうち、7名のご出席をいただいておりますことから、北海道環境審議会条例施行規則第3条第2項の規定により、当部会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日は、一部の委員におかれましては、オンラインでの参加となっておりますことを併せてご報告いたします。

また、坂東専門委員と早稲田専門委員におかれましては、15時頃からオンラインでの参加となる旨のご連絡をいただいておりますので、お知らせいたします。

皆様、本日は、お忙しい中をご参加いただき、ありがとうございます。

続きまして、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

次第、名簿、配席図、資料は1から5までありますけれども、そのうち、資料2は2-1と2-2、資料4は4-1と4-2がございます。

本日の議事は、継続審議案件1件を予定しております。

終了は16時を予定しておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、早速、議事に入りますが、ここからの議事進行は吉中部会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

2. 議 事

○吉中部会長 皆さん、こんにちは。

お忙しい中をご出席いただきまして、どうもありがとうございます。

それでは、次第に沿って進めていきたいと思っております。4時までを目標に頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事は、1件、次期北海道生物多様性保全計画について、前回からの継続審議となります。どうぞ忌憚のないご意見をいただければと思います。

それではまず、事務局から概要についてご説明をお願いします。

○事務局（橋本課長補佐） まず、資料1をご覧ください。

これまでの経過と今後の予定が記載されている資料です。

これまでの検討経過については、ここに書いてあるとおりですが、10月31日に、検討状況について親会に報告しておりますけれども、その前の9月8日に次期北海道生物多様性保全計画の1回目のご審議をいただきまして、2回目が今日の11月22日になります。

今後の予定につきましては、12月以降、2回程度の部会の開催を予定しております。

て、1月の環境審議会ではパブコメ案となる計画素案（案）を取りまとめて、2月以降のパブリックコメント以降、答申をいただく流れになっております。12月につきましては、後ほどご説明いたしますけれども、広く一般の皆さんからご意見をいただく場ということで生物多様性保全ダイアログを開催してきておりますが、この一環として、12月14日に、ご意見をいただく機会を設けることで検討しておりました。

続きまして、資料4-1と4-2で、今回初めて本文という形で、資料を用意させていただきましたので、簡単に全体構成についてご説明したいと思います。

資料4-1は、本編たたき台となっております。

これまでご審議いただいた骨格部分に当たる長期目標、中期目標、それに向かうための基本方針、そして、基本方針ごとの目指すべき状態と取るべき行動、こういうところを本編に記載しております。

そして、前回は、取るべき行動につながる関連施策を見出しでお示ししておりましたが、中期目標に向かうため、四つの基本方針を設定しておりますけれども、この四つの基本方針にそれぞれ設定している取るべき行動、これに関わる関連施策、北海道の各部署が持っている施策が取るべき行動の中のどこに当たるのかを整理したものが、資料4-2に当たる行動計画編になりまして、これはいわゆるアクションプランに当たるものです。つまり、本編でお示ししている目標と目標に向かうための基本方針、これを実現していくためにどのような施策、取組を行っていくのかというところが行動計画編の中に記載されているつくりになってございます。

全体構成としては、このようになっております。

私からの説明は以上です。

- 吉中部会長 前回まで、パワーポイントのスライドで、骨子についてご審議いただきましたところですが、それを文章で書き起こしていただいて、本編と行動計画編の大きく分けて二つの構成というご説明でした。

中身に入る前に、この構成等についてご質問、ご意見がありましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

- 吉中部会長 中身を見てみないと構成は考えられないこともあると思いますので、早速、中身に入っていきたいと思います。

事務局からご説明をお願いします。

- 事務局（橋本課長補佐）引き続き、私からご説明させていただきます。

資料の4-1、4-2を基本に、前回の9月8日に開催された自然環境部会で審議いただいた際の内容に対しての対応案を資料2に整理しておりまして、その反映状況と、10月31日の環境審議会、親会でもご意見などを幾つかいただいておりますので、その対応の内容についても併せてご説明いたします。

関連して、資料3の次期北海道生物多様性保全計画について（骨子）とありますが、

これまでの審議のベースになっていたパワーポイントの資料ですが、こちらは参照程度にご覧いただきまして、本文は長いものですから、見出し的などころではこの資料3、それから、行動計画編については資料の5、こちらに具体的な施策が一覧になって出ておりますので、資料4-2の参照用としてお手元に置いていただければと思います。

それでは、9月8日に審議いただいた内容の反映状況を資料4-1でご説明していきたいと思いますが、先週、事前にお送りした資料から何点か変更したところがございますので、そこを簡単にご説明いたします。

一つは、表題の2-1に、前回部会と書いていたのですが、こちらは前々回になっておまして、修正しております。それから、資料4-2の24ページをご覧ください。先週お送りした資料で、37行目にボランティア・レンジャー協議会との連携と記載していたのですが、特定の団体だけに限ってしまうと、幅が狭くなるのではないかという内部での検討の結果、このような記載に変更しております。

先週、事前にお送りした資料からの変更点は以上になります。

それでは、資料2-1を用いて、前々回の審議内容の反映状況について、資料4-1でご説明していきたいと思います。

1番目は、全般について、パブコメだけではなく、広く道民の意見を聞く場が必要なのではないかとのご意見です。

これにつきましては、先ほどご説明した生物多様性保全ダイアログの場を通して、そのような場を設けていくことを考えてございます。

2番目は、他の計画との関係を示すべきとのご意見をいただいております、これは3ページ目で計画の位置づけの説明をしており、図でも生物多様性保全計画はどこにあるのかをお示ししております。この中では北海道総合計画の一つとして、北海道環境基本計画があり、その中の個別計画として、北海道生物多様性保全計画がありますというところを、説明している内容になっております。

続いて、中期目標について、ネイチャーポジティブというこの言葉、それから国でも目指すと言っているネイチャーポジティブについて、北海道の目標の中ではどう扱うのかということでご審議をいただいた部分です。

これについては、13ページをご覧ください。

中期目標の中に、改めてネイチャーポジティブという言葉を持込みましたが、これについては、国のネイチャーポジティブの実現を目指すところ、ここに貢献することを視野に入れながら、北海道としては、自然とのつながりの重要性を実感して、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることで、生物多様性の損失の低減と、回復の増進を図るということで整理をいたしました。前回の議論では、これはあくまでも損失を止めて回復を図るというネイチャーポジティブまでに至っていないとのご意見をいただいておりますが、きちんとネイチャーポジティブを視野に入れながら、私たちができる範囲のことを中期目標で設定する考え方になってございます。

続いて、文言の整理になりますけれども、基本方針1の中で、直接的なインパクトを説明したときの表現で、「直接的な」を削るべきとのご意見をいただいております。ここにつきましては、ページ15、16の辺りを見ていただくと分かりますが、直接要因と間接要因がありますので、こちらの説明だけはページ15に加えさせていただきます。ただ、文言としての「直接的な」は削除いたしました。

続いて、人間活動についてですけれども、こちらをより具体的に書くべきということで、事業所・家庭等からの発生する汚染・廃棄物のところは、きちっと明記させていただいております。16ページの取るべき行動の1-3にそのような文言を記載しました。

続いて、資料2-1の2ページ目です。

農林漁業者の表現は、限定的ではないかのご意見をいただきましたが、こちらでも16ページの1-5に、農林水産業者等ということで、幅を持たせて記載いたしました。

続いて、基本方針2の取るべき行動の中で、上位種や国際的な生息地の保護や森・里・川・海のつながり、こちらはそれぞれを記載すべきではないかのご意見をいただいておりますが、ここに関しては、18ページをご覧ください。

取るべき行動の2-1と2-2になりますが、記載としましては、渡り鳥などの広域で移動する動物の渡来地の保全などを、代表的なものとして上げて、保全を通じて道外・国外との生態系のつながりを強化する。地球規模の視点での生態系のつながりということで、渡り鳥などそういう国間を移動する、あるいは地域間を移動するという野生生物の保全を通じて、つながりを強化するところ取るべき行動として1項目を挙げて、もう一つは、アンブレラ種の生息環境の改善を図るとともに、流域や山系など複数の生態系のつながりを意識した、包括的な機能向上を図っていくという項目にしました。これに関しましては、2-1でより大きなつながりの視点を見ており、2-2で道内の生態系のつながりを見ております。そのような中で、ご指摘のありました上位種とかを、アンブレラ種で整理をしまして、その中で生息環境の改善を図っていくことを記載する整理とさせていただきます。

続いて、気候対策のトレードオフと相乗効果についてです。

こちらに関しては、本編の20ページに文言として記載させていただいております。20ページの取るべき行動の3-1に相反と書いておりますが、これがトレードオフの日本語訳でこれを最小化して、相乗効果の最大化を図るという文言を記載させていただきました。

次の項目の3-4では、アイヌ文化を明確に記載すべきとのご意見がありましたので、それを反映させております。

続いて、基本方針4の動物の命の問題ということで、動物の愛護の関係と生物多様性の線引きがなかなか分かりづらいとのご意見をいただいたと思うのですが、こちらに関

しては、22ページの取るべき行動4-4と4-5で、ご指摘を踏まえまして、動物との触れ合い等を通じ、野生動物、飼養動物にかかわらずと前回ご説明をいたしましたけれども、動物園などの想定がありますが、そのような触れ合いを通じて、生命尊重の意識醸成を図っていくというのが4-4です。4-5として、環境教育を特出しして、その中で生物多様性の重要性や人と自然の適切な関係構築、理解の増進を図っていくことで2項目を設けて審議いただいた内容の反映を図ってございます。

最後になりますけれども、文言として、昆明・モンテリオール生物多様性枠組の取り込み方の表現のご意見をいただいております、「基礎」という言葉を使わせてもらっております。

23ページをご覧ください。

13行目の本計画の推進が生物多様性国家戦略やその基礎となる昆明・モンテリオール生物多様性枠組の達成につながるという視点も重要ですよという表現に修正させていただいております。

前々回の審議内容の反映状況につきましては、以上になります。

もう一枚の資料2-2は、親会からいただいたご意見で、取るべき行動、関連する施策、この内容が混同する部分があるということで、どうしても再掲は出てくるのですが、内容が分かりやすいように、本文中で明記するように心がけております。

それから、海の扱いについてご質問をいただいておりますが、生物多様性保全計画の中で扱う海に関しては、これまでどおり、海岸、浅海域という生態系を対象としておりますので、河川だけではなく、陸域と関わりの深い海域部分に関してはこの計画の中で扱う形で考えております。

最後に、地域脱炭素とか緩和適応策の内容の項目も含めて、生物多様性と気候変動対策は両輪で、横断的な施策と関わっているのだとしっかり記載すべきではないかのご意見もいただきまして、これにつきましては、本編の中のはじめに2ページ、それから、2050年までの長期目標が12ページ、2030年までの中期目標が13ページになりますが、それぞれ気候変動の現状と、それを踏まえた計画の内容、その必要性や考え方を記載しております、このご意見に対応できるような修正を加えてございます。

これまでの審議内容についての対応状況は以上ですが、今回は、今ご説明しました資料4-1に加えて、資料4-2、新たにアクションプランになる中期目標を目指すために4項目の基本方針を設定しておりますが、それに向かうための取るべき行動、この具体的な施策になりまして、資料4-2の前半部分の2ページからは、具体的な取組を進めるに当たっての基本的視点ということで、これはこれまでの計画の中にも記載されていたものです。それから、基本的な視点と取組を進めるに当たって、北海道は圏域別で特徴がありますので、取組に当たっての圏域別の特徴、それから前回は生態系別に実施方針という形で、具体的な取組の方針を示してございましたが、今回も生態系に着目する点では事前に記載を設けまして、その上で具体的な関連施策が取られていくという記載

をしてございます。

9ページ以降が具体的な取組になりますが、それぞれの基本方針に前回までは見出しとしてお示ししておりましたが、例えば、9ページは1-1となっておりますが、希少種の保全、外来種の防除、劣化した生態系の再生等、生物多様性の回復に向けた取組を実施するというので、これが前回お示ししておりました見出しです。それに、それぞれ希少種の保全、外来種の防除という具体的な取組として、今回、施策の概要をポツで示しておりますけれども、これが関連施策になります。

今後、この一つ一つは簡単な文章ですが、説明をしながら、それぞれの基本方針をどういう取組で目指していくのかを整理する内容になっております。

これに関しては、それぞれずっとありますので個別のご説明を避けませんが、道の関連部局それぞれに照会して上がってきているものを列挙しております。この項目をご覧いただきながら、それぞれの基本方針を目指すに当たって、この施策がどうなのかという辺りを本日はご審議いただきたいと考えております。濃淡がございますし、既存の取組とか、これからさらに深めていかなければならない取組などもそれぞれのレベルで記載されております。

それから、今回はお示しできなかったのですが、一番最後の32ページに関連指標を一覧でお示ししております。当初、32ページは検討中になっておりましたけれども、個別の取組の中から指標に当たる数字を拾い上げて、ここで検討中となっていた、それぞれの基本方針の中でどういう状態を目指します、その目指す状態に向かうためにどういう行動をとりますよという、それぞれの行動の内容が関連施策になりますので、その関連施策の中から指標になるものを抜き出して、指標群の形でそれぞれの目指すべき状態をどのように評価するのか、今後、ご提案させていただきたいと考えてございます。

私からの説明は以上です。

○吉中部会長 本文は文章で書かれてあるものですから、細かく見ていくのがなかなか大変ですが、順次、見ていきたいと思えます。

まず、本編ですが、1ページからがはじめにで、位置づけ、それから圏域ごとの現状が書かれてあります。次も、事実関係を書いていることで、計画見直しの背景、策定のねらいが11ページまでです。この辺がはじめに当たる部分だと思いますけれども、この辺りで何かお気づきの点や、圏域の記載で漏れているもの、特徴はもう少し書き加えたほうがいいのかなど、1ページから11ページの辺りでご意見がありましたらお願いします。

皆さんが考えている間に、私から一つお聞きします。

対象区域が書かれてあるのですが、北方領土については対象区域の視野に入っていると理解してよろしいですか。

○事務局（橋本課長補佐） 行政区分としては、もちろん含まれていることにはなりますが、具体的な取組に関しては、このような事情もあって、ここに記載されているものが及ぶ

状況にはないという現状にあると考えております。

○吉中部会長 ロシアとの関係が悪化する前は研究者レベルでの交流もあったと思いますので、その辺について、今後、道庁としてどこかで取り組んでいただければいいなという希望でした。ここに何かを書けという趣旨ではありません。

ほかにいかがでしょうか。

○児矢野委員 これはどうしたらいいか分からないのですけれども、8ページの浅海域のところでは、写真は流氷の話が出ていますが、浅海域の流氷は、恐らくオホーツクにとっては重要な生態系を抱えていると思うのですけれども、そのことが文章の中に入っていないのです。一言でいいので、流氷の話とか機能とか生態系に関して触れたほうが北海道らしい特徴としていいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○吉中部会長 おっしゃるとおりですね。6ページには、一部、道東の特徴の中で流氷が来ると書かれてありますけれども、浅海域のところは確かに書かれていないです。写真だけあるので、事務局はいかがでしょう。そこに何かを書き加えることができますか。

○事務局（橋本課長補佐） 検討いたします。

○吉中部会長 お願いします。

○児矢野委員 今のことに関連するのですけれども、浅海域というのは、やはりかなり広いですね。沿岸から周囲200海里ぐらいまで、全部入ると思うのですよね。そうすると流氷は極めて特異な部分なので、もう少し浅海域の写真を入れたほうが一般向けにはいいのかなと思いましたが、いかがでしょうか。

○吉中部会長 それも併せて、少しご検討をお願いいたします。ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉中部会長 それでは、また思いつかれたら戻っていただいて結構ですので、先に進めたいと思います。

12ページ、13ページが長期目標、中期目標ということで、前回の審議を受けて、一部、文言の修正がされております。12ページ、13ページが一番大事なところだと思いますけれども、長期目標、中期目標のところでは、何かお気づきの点がありましたらお願いします。

○松島委員 基本的なところの確認ですが、和暦というのは必ず書くものですか。西暦と和暦の併記は、決まり事なのではないかというのがお伺いしたかったです。

○事務局（橋本課長補佐） 道庁の場合は、基本は和暦となっております、それに西暦を併記するという対応になっているということです。

○吉中部会長 よろしいでしょうか。

オンラインの方も、何かお気づきの点がありましたらお願いします。

○白木委員 12ページの、誰もが生物多様性の保全や持続可能な利用に関心を持ち、持続可能なライフスタイルを実践しているとともに、とありますが、持続可能なライフスタイルが何なのかよく分かりません。このライフスタイルというのは、生物多様性に

負荷をかけないとか、環境に配慮したという意味ですので、持続可能な、というところをそういう文言に変えたほうがいいのではないかと思います。

○吉中部会長 12ページの20行目から21行目の部分かと思います。

1行の中に持続可能なというのが2回出てきているのですが、二つ目のライフスタイルの形容詞になっている持続可能なというものをもう少し何か分かりやすい言葉にということだと思います。

白木委員、何か具体的なライフスタイルを定義する言葉がありますか。

○白木委員 本文に生物多様性に負荷を与えないとか、環境に負荷を与えないライフスタイルという文言がどこかに入っていましたので、そういう表現でいいのではないかと思います。

○中村委員 中期目標が達成して長期目標に行くということなので、中期目標がうまくいかないと長期目標に行きませんよというつながりが分かるような形にしてもらえるといいと思っています。もしかしたらそうなっているかもしれないのですが、その辺りを教えてもらえますか。

○吉中部会長 まず、先ほどの白木委員のご提案は、21ページの18行目には、消費や生活の在り方を生物多様性に負荷を与えない形に変えていく、22ページも取るべき行動で、生物多様性への負荷の少ない消費・生活活動と書かれているので、少し検討していただければと思います。

今、中村委員からご質問、ご意見があった中期目標と長期目標との関係性といいますか、長期目標に向けて中期目標がどういう位置づけにあるのかということがどこかに書かれてあるといいのではないかと思います。何かご意見があればお願いします。

○白木委員 今と同じ12ページの22行目、23行目です。

非常に細かいことで恐縮ですが、「生物多様性の保全や回復に関する活動を実施」のところはいいのですが、その後が「又は参加」となっていますので、「活動」の後が「を」のままだと日本語としておかしいと思いました。

○吉中部会長 おっしゃるとおりだと思います。先ほどの中村委員からのご意見については、何かいい案がありますでしょうか。

○松島委員 そんなに抜本的な解決にはならないかもしれませんが、13ページの4行目の出だしの「令和3年(2020年)までに」を、「長期目標の達成」として、前掲の「長期目標の達成に向けては」というところとつながりを出すといいと思いました。

次のページには、目標達成に向けてということで、長期目標があって、中期目標があるというのが出てくるので、次のページを見ると分かりやすくなると思うのですが、文章的に変えるとしたら、ここの受けを変えてあげるといいと思います。

○吉中部会長 今日は出てきておりませんが、次回以降に指標の案が出てくると思うのです。その指標が2030年、2050年のどの辺りを目指していくのかが見えてくると、もう少し分かりやすくなるでしょうか。

事務局、いかがでしょうか。

13ページの冒頭をその前の長期目標とうまくつながるように明示していただくことと、これから検討していただく施策の目指すところを、2030年にはどこまで目指して、2050年にはどういう姿になっているといいのだろうというのが少し見えてくると、つながりが分かりやすいと思いました。よろしいでしょうか。

○事務局（橋本課長補佐） こちらも、4行目から7行目にかけて、長期目標に向かうためには、このタイミングでこういう状況が必要ということで、一応のつながりを書いていたつもりでしたので、今、松島委員からご指摘あったように、分かりやすくできる部分があれば、文言については検討させていただきたいと思います。

○児矢野委員 今のところに関連して、例えば、「令和32年（2050年）までの達成を目指す」とされる長期目標を実現し、自然と共生する社会を実現するためにはと、長期目標をここに書いてしまうというのはありかもしれませんね。これは非常に単純な解決策ですけども、中村委員のおっしゃることを実現するためには、具体的に書き込んだほうがいいのかもかもしれませんが、これを一つ入れるというのはありかと思いました。

○吉中部会長 松島委員のお話もそういうご趣旨だったかと思います。そこを少し考えていただいて、具体的な中身がもっと大事だと思いますので、それぞれの施策が2050年までにどういうステップで進んでいくべきなのかという辺りが分かってくるいいと思います。

続いて、目標達成に向けてという14ページも重なっておりますが、ここはよろしいでしょうか。

基本方針が四つに整理されたことで、これはご議論いただいたところですが、それぞれの基本方針の概要、目指すべき状態、取るべき行動が15ページ以降に文章で書かれています。この辺りはいかがでしょうか。

基本方針1で言いますと、生物多様性の損失をもたらす危機への対処ということで、今まで箇条書きの形で書かれていたことが文章化されています。そして、16ページに、目指すべき状態、取るべき行動ということで、施策につながるものが書かれています。

資料4-2の行動計画編と照らし合わせながら見ていただくのがいいと思いますが、取るべき行動1-1から1-5についての関連施策が行動計画編の9ページ以降に並べられています。こちらもしらご参照いただきながら、まず、基本方針1についてご意見いただければと思います。

○白木委員 基本方針1は、生物多様性の損失をもたらす危機への対処で、取るべき対応等が挙げられているのですが、まず、北海道の中では、生物多様性の損失をもたらす危機が明確になっていないことが多いのではないかと思います。例えば、取るべき行動の希少種の保全といっても、現在、希少種がどこにどのぐらいいて、それがどのような危機的な状況にあるか、外来種についてもそうですし、劣化した生態系というのがどういう状態でどこにあるのか、そういう現状が明確になっていない段階ですので、回復に

向けた取組の前に、そういう必要な状態を明らかにすることを入れるべきではないかと思いました。

- 吉中部会長 1-1 生物多様性の回復に向けた取組の中に現状把握も含まれるのかどうかもあるかもしれませんが、施策では、そういう情報をしっかり整理して集めるということは出てきているのでしょうか。行動計画です。事務局はいかがでしょうか。

保全の前に現状把握、現状整理、情報の共有、あるいは分布を調べなければいけないのではないかとということだと思いますが、それはどこかの施策につながっておりますでしょうか。

- 事務局（橋本課長補佐） 28 ページの横断的・基盤的な取組のところに調査研究や情報集積については記載しております。この基本方針の危機への対処以外にも、重要な取組ということで、こちらに横断的に記載しておりました。

- 吉中部会長 今おっしゃったことは、行動計画編の 28 ページ、横断的・基盤的な取組で、基本方針全般に係る推進するための施策として、今、白木委員がおっしゃったようなことが書かれてあるというご説明でした。

- 児矢野委員 今のところに関連して、行動計画編の 29 ページの考え方のところに書いていますが、一般的に生物多様性に関してはよく分かっていない事象もあるのではという話になっているので、白木委員のおっしゃりたいことは、北海道内の生物多様性の危機をもたらすような要因とか生物多様性の危機の状況が分かっていないので、調査研究を通じて明らかにすべきということをおっしゃりたいのではないかと思います。それであれば、第 1 段落の後に付け足して、北海道においては、生物多様性の損失をもたらす危機に関して、詳細がまだ十分に解明されていないので、それについても、調査研究及び分析を積極的に進める必要があるという一文を入れてはどうでしょうか。

そうすると、その後に道総研の話が出てきたりするので、つながると思います。段落は変えないで、そのまま続けて入れてもいいと思いますが、そういうものを入れてはいかがでしょうか。

- 吉中部会長 今のご提案は、行動計画編の 29 ページにその趣旨をとということですね。

- 児矢野委員 行動計画編の 29 ページの後ろの横断的なところと、それをもう少し強調するのであれば、今、吉中部会長がおっしゃったように、関連するところにももう少し入れたほうがいいのかもありません。

例えば、2 ページの予防原則の適用のところにも関わってくると思うのです。ですから、まさに道庁の事務局がお考えいただいたように、横断的に関わってくる部分なので、横断的に関わってくる部分を拾って、そこにそのことを入れていただくといいと思いました。

- 吉中部会長 行動計画編の前段の予防的原則の辺り、あるいは今議論している基本方針のところ、さらに横断的施策のところ、今、白木委員と児矢野委員がおっしゃったようなことを少し検討していただくということによろしいでしょうか。

- 白木委員 今のことに关しまして、4-2の横断的な施策に書かれている関連施策の内容を拝見したところ、例えば基本方針1に対する取るべき行動を網羅する内容にはなっていないと私は思いました。ですから、ここにふさわしいような現状把握、あるいは長期的なモニタリング体制の構築、そして、現状を把握した上で何が問題なのかをきちんと抽出して、その上で保全の取組について検討していくという取るべき行動の項目が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。
- 吉中部会長 今おっしゃっているのは、その趣旨を基本方針1のところで明確にすべきと理解してよろしいですか。
- 白木委員 たとえば横断的な施策では希少種という言葉を取り上げていますが、取るべき行動にそういう言葉はないわけです。劣化した生態系という言葉もないので、特に重要である項目に関しては、ここで取るべき行動として書くことが必要ではないかと思えます。
- 吉中部会長 この施策は、再掲という形で幾つか記載することはできますね。そういう意味で、重要などころにはしっかりと書き込んでいただくということでご検討いただきたいと思えます。
- 廣田委員 15ページの生物多様性の損失をもたらす危機への対応で、実は、北海道獣医師会は、道からの傷病鳥獣等の保護収容に係る委託業務をさせていただいております。その位置づけはここに入ってくると思うのですが、その辺の文言がどこかに出てくるのかということと、もう一つは、我々の会員が保護収容に当たって非常に困るのが、27ページに書かれている連携体制の構築の部分で、どこにどのように照会したらいいのかというのが我々の会員の悩みどころであるので、その辺の強化というところを強調していただくと非常にありがたいと思えます。
- 吉中部会長 傷病鳥獣の保護について獣医師会にご協力いただいて対応していただいているというのはどこかに出てきていますでしょうか。
- 事務局（橋本課長補佐） 今の時点で、傷病鳥獣の保護収容に関する取組はこの中に記載しておりませんでした。
- 吉中部会長 どこか、うまくつながるところというのは、何かアイデアはありますか。
- 廣田委員 15ページの基本方針1の2段落目の最後に、間接要因云々というところに伝染病等とありますけれども、その辺に傷病鳥獣の保護、収容という言葉が追記されると、つながりもいいのではないかと思いますが、いかがでしょうか。
- 白木委員 9ページ、基本方針1の関連する施策の希少種の保全のところでは気になったのは、「タンチョウの保護増殖に向けた調査や給餌事業の実施」とありますが、タンチョウに関しては、現状を考えると、給餌事業をこれから積極的に実施していくことより、むしろ給餌は減少させていく状況かと思うのです。ですから、給餌事業の促進を図るような書き方はやめたほうがいいと思えます。また、保護増殖に向けた調査とありますけれども、保護増殖というのは、現在の状況にはあまりふさわしくなくて、例えば、タン

チョウの適切な個体群維持に向けた調査や保全対策という感じの言葉に変えたほうがいいと思います。

また、同じ施策の一番上に希少野生動植物の保護対策の検討や調査の実施とありますが、これも、何の保護対策かというところで不明瞭なものが非常に多いので、まず、ここは先に生息状況の解明が来て、その後に、問題点を抽出して、保全対策を検討する、あるいは保全対策の手法を構築する、それに加えて今後のモニタリング体制の構築ということが中期目標としてはふさわしいのではないかと思います。

○吉中部会長 まず、廣田委員からの傷病鳥獣の辺りで、事務局でアイデアがありましたらお願いします。その前に、児矢野委員、お願いします。

○児矢野委員 今、廣田委員のおっしゃったことに関連するのですが、基本方針1を見ていくと、流れとしては、四つの危機に直面していて、危機の要因には直接要因と間接要因があって、このうちの直接要因については対応を行うことが必要ですとなっています。恐らく、今、廣田委員がおっしゃったのは、積極的な保護の話が全然入っていないのではないかとということにつながると思いまして、要するに、直接要因への対処、規制の話しか書かれていないので、段落を変えるなりして、積極的な保護のことを少し記載してはどうかと思うのです。

現実にされているので、それを推進するような形で要因を取り除く、それから、既に発生しているものに対して保護活動を積極的にやると、ほかのところにもそうことを書いてあればいいのですが、もしないのであれば、ここは、規制だけではなくて、そういう積極的な保護のことも少し入れたらどうかと思いました。

○吉中部会長 もし、今すぐにということでなければ、傷病鳥獣対策のこともどこかにしっかりと書くということでご検討いただければと思いますが、事務局から何かありますか。

○事務局（橋本課長補佐） まず、私たちで行っている傷病鳥獣の保護収容ですが、役割分担があって、例えば、種の保存法の国内希少種や、鳥獣保護管理法の希少種などは、環境省で収容してしまっていて、いわゆる希少種と言われるもののうち、特に、国内的にも絶滅のおそれがあるものに関しては環境省で対応しているのが実態です。私たちは、それ以外のもので傷病鳥獣の保護収容という対応をしています。野生復帰に持っているものは本当に少ないのです。そういう意味で、保護して、それを野生復帰まで持っていく視点での取組となると、かなり難易度が高いです。

私たちが保護収容をしている中で感じるのは、例えば、基本方針4にワンヘルスの話などありますが、野生動物では、いわゆる身近な特に鳥が多いのですが、身近に感じる場としての傷病鳥獣の場面があって、これがどういう原因で保護収容されているのかとか、そういうことを知りながら、例えば、私たちのレベルで対応できる原因には対処していきます。

資料4-2の26ページの動物とのふれあい等を通じ、生命尊重の意識醸成を図ると

いう場面では、先ほどの保護をして野生復帰まで持っていくことを目的にしている部分
はありますが、獣医師会の皆さんや動物園の皆さんにいろいろとフォローしていただき、
最終的に野生復帰まで持っていくケースもあるのですが、人の手の中に入ってきた
段階で重症、重体ということが多いため、野生復帰は難しいです。その場面で、先ほ
どお話をした非常に近くで野生動物に触れる機会を通じて生命の尊重とか意識の醸成に
つなげていくような意味合いもあるのかなと思います。ですから、私たちはいろいろな
傷病鳥獣に現場で対応して、かなり悩ましい業務と考えており、そういう意味でいろい
ろな側面があると考えています。

今回ご審議いただいている内容は、私たちも十分考えながら、どの辺りにこの取組を
加えたらいいのかを検討させていただきたいと思います。

○吉中部会長 どうぞよろしく申し上げます。

資料4-1の22ページ、基本方針4の取るべき行動の4-4に動物とのふれあい等
を通じというところがありますが、ここに傷病鳥獣対策のこと、さらに、私も発言しよ
うと思っていたのですが、動物の愛護管理の観点の施策も道庁でいろいろと持っていら
っしゃると思うので、それもこの辺りで位置づけられるといいと思っておりました。

廣田委員、そんな感じでよろしいでしょうか。どこかに確実に書いてもらうことで、
事務局で少しご検討いただきたいと思います。

○廣田委員 ありがとうございます。

○吉中部会長 ほかにいかがでしょうか。

○松島委員 今、お伺いしていて、結果的には、活用という言い方は悪いかも
しれないですが、動物の傷病鳥獣の保護という側面はあるとは思いますが、けがをした個
体を保護して回復させるためにやっている事業ではないかと思うので、そもそもの目的
でいくと、基本方針1に近いものであって、ただし、現実的には復帰まで行くことはな
かなか少ないけれども、目的としてはそういうことです。さらに、そういう保護を通し
て基本方針4につながることもあるという位置づけになるのではないかと思います。
ですから、単純に4に入れてしまうのは乱暴かなと思いました。

もう1点は、先ほどの調査の件で、まず、基本的なデータを集めなければいけないと
いうのは大前提として必要な話だと思っていて、一番最初にデータの取得とモニタリン
グがあるべきではないかと思うのですが、本編の23ページの先ほど出てきた横断的・
基盤的な取組の概要では、4行目に、あらゆる取組を進めていくためには、根拠となる
情報が必要ということで、こういう情報をきちんと集めましょうという話が出てくるの
で、文章としては、順番は後ろのほうになるのですが、一応、そういうことは書
いてあるということです。確かに、横断的な取組ということで、これはこれでいいの
かなと思いました。

私たちが物を考えるときには、情報を先に集めてという順番だと思うのですが、的
的にはそうだと思うのですが、文章的には、こういう書き方でもいいのかなという感想
です。

○児矢野委員 全く別のところですが、16ページの目指すべき状態の1-1に、生態系の規模が全体として増加し、それらの質が向上しているとあります。私は生態学が分からないので専門家の方にお聞きしたいのですが、日本語として、生態系の規模が増加して、生態系の質が向上するというのは何を意味しているのか、教えていただければと思います。

○吉中部会長 まず、事務局からご説明いただけますか。

○事務局（橋本課長補佐） 生態系の規模が全体として増加し、それらの質が向上しているというのは、今回、島嶼も入れていますから、9の生態系を北海道の特徴的なものとして挙げています。単純な大きさではないのですが、生態系なりのサイズ、規模が十分成り立つほどの大きさがある、その内容についても向上しているというイメージです。

○児矢野委員 私はよく分からないのですが、規模が増加するというのは、生態系の地理的範囲が拡大するという意味ですか。規模が増加するというのは、生物多様性が増えるという意味ですか。それがこの質の向上で、規模の拡大というのは、今の話では面積が広がることを意味するのですか。

生態学を分からないので、専門家に教えていただきたいのです。

○中村委員 私もよく分からないのですが、生態系の規模というのは、生物多様性が十分回復した生態系の面積が増加しということなのでしょうか。

また、質というのは、自然度の高いということを経と申しているのでしょうか。自然度の高い方向にとか、そういうことなのか。

その辺は、もうちょっと具体的にイメージしやすい言葉に変える必要があると思いました。

○松島委員 答えは持っていないのですが、16ページの2段落目に、生態系のレベルにおいては、四つの危機の影響により、規模（面積）で質と書いているので、ここは面積の目指すべき状態ですね、先ほど児矢野委員がご指摘された1-1で、生態系の規模の後に「（面積）」と入れておくと、もう少し分かりやすくなると思います。もちろん、対象とする生態系とか種によって必要な面積が変わってくると思うのですが、少なくとも、必要な面積が確保されて、それを増やしていくことが望ましいのではないかと、ここを言っていると思うので、面積でいいのではないかと、思いました。

○中村委員 もう一つ、質の向上もはっきりさせなければいけないと思うのですが、生物多様性が高いと生態系サービスが高いだろうと考えていると思うのですが、我々の生活が十分に維持できる生態系サービスが得られるだけの生物多様性があるような状態を目指していると思うのです。質というのも何らかの分かりやすい言葉にする必要があると思います。この後に出てくると思うので、読んでいくと分かるかもしれません。

○吉中部会長 これから指標などが出てくると、まさにそれが具体的な形が出てくると思うのですが、今のご意見を参考にして、目指すべき状態のところをご検討いただければと思います。

- 児矢野委員 そうすると、生態系の規模、つまり面積が適正に確保されているということでしょうか。この前半部分は、確保されるように損失部分が回復されということでしょうか。質の部分は今おっしゃったことで大体分かったのですけれども、そういうことでしょうか。
- 吉中部会長 事務局、今の意見は理解できましたか。
- 事務局（橋本課長補佐） 理解しました。
- 吉中部会長 それでは、少し考えていただければと思います。ほかにいかがでしょうか。
- 白木委員 先ほど、私はアクションプランに関して二つほど意見を述べさせていただいたのですが、それについては回答がありましたか。タンチョウの保護増殖と希少種のアクションプランに関することです。
- 吉中部会長 タンチョウの給餌事業を明示すべきかどうかという話と、もう一点は何でしたか。
- 白木委員 タンチョウの給餌事業についてで、どちらかというところ縮小すべきなので、この文言は変えるべきではないかという話と、保護増殖という言葉については、増殖させるという言葉は最近あまり使わなくなっていて、適切な個体群維持とか保全という言葉に変えたほうがいいということです。給餌については、今後、減らしていかなければいけないので、それを促進させると捉えられるような表現ではなくて、給餌事業をここで取り上げるかどうかも含めて検討するほうがよいということです。二つめは、希少野生動植物種の保護対策の検討や調査の実施に関しては、希少野生動物の分布や個体数等の生息状況の把握が必要だということと、長期的なモニタリング体制の構築を2030年までにやる、それから、明らかになった現状を受けて課題を抽出して、保護対策について検討し、必要な施策を構築するというような文言を、ここに入れるべきではないかという意見を出させていただきました。
- 吉中部会長 今の白木委員のご意見について、ほかの委員はいかがでしょう。ほかの委員から特に反対意見がなければ、その方向で事務局でご検討いただければと思います。
- 事務局（橋本課長補佐） タンチョウの関係ですが、タンチョウに関しては、種の保存法の保護増殖事業計画がありますので、そのためここでは保護増殖という言葉を使っています。そして、何年か前に、IUCNでタンチョウの種の現状がランクダウンしています。ランクダウンというのは、よい方向に向かっているということで、数が増えているという評価に変更になった際の意見として、これはあくまでも給餌ということで、越冬の支援は人の操作で成り立っているもので、IUCNが評価の根拠にしたのは、北海道での数の増加率で、IUCNのカテゴリーの具体的な要件に合致する部分が状況としてより改善していっている方向になっていたので、ランクダウンしたのですが、そのときに給餌によって維持されていることにきちんと注意を払うようにという意見がいろいろな方面から出ていたことを記憶しています。

私たちも、白木委員がおっしゃるように、積極的に給餌事業をやっていくというスタ

ンスではないのですが、給餌も現状ではまだ必要なものと承知しておりまして、本来のタンチョウの分布、かつては渡りも行っていたと言われておりますので、そういうことも踏まえながら、越冬環境が北海道にどれだけあって、分散に当たって、白木委員がおっしゃるように、さらに数が増えていく状況にもありますから、越冬環境を十分利用できる状況なのか、そして、かつての渡りという性質を取り戻していない中で北海道のタンチョウは越冬が可能なのか、そういうことをいろいろと考えながら給餌事業に私たちも取り組んでいく必要があるのかなと考えております。

ここでは、積極的に進めますというよりは、テクニックの一つとして、私たちがやっているタンチョウの保護増殖の取組の一つである給餌事業を関連施策として、北海道の生物多様性保全計画ですので北海道の取組が記載されていますが、その部分としての給餌事業を記載しておりました。

○白木委員 ありがとうございます。

まさにおっしゃっているとおりだと思うのです。だからこそ、現在の給餌が必ずしも望ましい状況ではなく、取り組まなければいけないのは、給餌量を減らし、あるいは給餌場を分散させる、最終的にはなくしていくことが非常に重要で、それに向かって動かなければならない。そのためには、適切な越冬地を復元していく、あるいは渡りをするような集団に導いていくということも考えられると思いますが、この文言だとそれが伝わってこないと思うのです。ですから、給餌事業ではなくて、給餌を低減して自然の餌場を創出するための方策を検討するか、適切な保護対策を維持、構築していくために必要な検討をしていくということが分かるような記載が望ましいと思います。

○吉中部会長 事務局にお伺いしたいのですけれども、この施策の概要を書くところは、施策の名称というより、その施策ではどういうことをやっているかを説明するイメージでしょうか。

例えば、11ページの18行目、19行目に説明が書かれているところがありますが、もしそういう趣旨であれば、このタンチョウのところ、あるいは希少野生動植物の保護対策のところももう少し丁寧にご説明いただくということはあり得ると思ってよろしいでしょうか。

○事務局（橋本課長補佐） おっしゃるとおりで、これからさらに説明の文章がついてきますので、その中で説明することを考えておりました。

○吉中部会長 分かりました。ありがとうございます。白木委員、よろしいでしょうか。ここにキーワード的に並べてありますけれども、今のご意見を踏まえて、これを文章にさせていただくということで事務局に作業をお願いしたいと思います。

○白木委員 読み手の道民に適切に伝わればよいと思いますので、理解していただいているのであれば結構だと思います。ありがとうございました。

○吉中部会長 私も気づいていなかったのですが、坂東委員と早稲田委員が途中から出席されております。どうもありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○児矢野委員 行動計画もカバーしているという話なので、気がついた点ですが、行動計画の14ページの上から8行目に、水産業の話ですけれども、「プラスチックを含む水産系廃棄物による、生物多様性への影響を防止する必要があります」と書いてあります。ただ、この下の関連する施策を見ると、それに関するものが何も入っていないのです。

ですから、何か入れなくていいのでしょうかというか、たまたま昨日、ゴーストギアとかプラスチックごみの香川県と広島県の取組に関する事例のオンラインセミナーを受けたのですが、かなり積極的にやっていたらっしゃるようなのです。広島のカキの養殖の話とか、香川県は内陸から流れるプラスチック汚染の問題の対処とか、環境省の補助金事業を使ってかなり取組をしているようなのです。

また、現在、国連でもプラスチック汚染、海洋汚染の取組等に関する条約づくりをしていますが、そういう動きもあるので、ここにプラスチックを含む水産系廃棄物によるというのは非常にいいと思うのです。

ですから、現在の段階で具体的なことは書けないにしても、一般的な形で、施策の概要まで行けるかどうか分かりませんが、目標みたいなものを一言入れていただいたほうが将来につながるのではないかと思います。漁業に関しては、FAOという国連食糧農業機関でもそういう議論をしていますし、RFMOという地域漁業管理機関でもゴーストフィッシングの問題をかなり積極的にやっているのです、国際的な動向及び国内の動向、他の府県の積極的な取組の状況からしても、何か一言入れておけば将来につながると思ったのですけれども、この辺りはいかがでしょうか。

テクニックを要するかもしれませんが、具体的な話は書かれないにせよ、一般的ことを何か書いておかないと、ここに必要ですと書いてありますけれども、結局は何も行われないことになりかねないので、これは中期目標なので、中期的に考えていただきたいと思いました。

○吉中部会長 大変重要なお指摘だと思います。考え方をしっかりと書いていただいたのは大変いいと思いますので、それを担保する施策をぜひ並べていただきたいですし、何らかの形で書いていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○児矢野委員 もう一点は、水産業のところで、水産資源の評価結果に基づくものとか、TAC数量の話とか、この辺りは農水省がつくったみどりの食料システム戦略の水産の部分に書かれていることです。最新の水産基本計画にももちろん書かれていますけれども、農水省のみどりの食料システム戦略は、多分、生物多様性国家戦略で意識されていて、あちこちで言及があり、この中にもグリーン農業の話とか有機農産物の話は、まさにみどりの食料システム戦略が目指しているところで、その上の再掲の部分もそれかなうので、もちろん権限配分とか責任の問題があると思うのですけれども、要するに所管の問題があると思いますが、みどりの食料システム戦略に書かれていることで、都道府県で中期的にできそうなものがあれば、取りあえず入れておいていただくと、つながるのではないかと思います。

○吉中部会長 みどりの食料システムは戦略も、一つの材料として関係部局と調整していただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○白木委員 アクションプランの11ページの4です。これは促進事業の配慮基準のことが書いてありますが、施策の概要として、市町村が促進区域を設定する際にに基づく北海道の環境配慮基準を策定で終わっていますが、これは、策定して終わりではなくて、適切な運用や評価、見直しという項目を挿入すべきではないかと思います。ご検討いただきたいと思います。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

ほかに基本方針1ではいかがでしょうか。

○松島委員 先ほど児矢野委員がご指摘されていた海洋プラスチックは、水産関係のところで特定されて、そこに関することだと思うのですが、12ページの3行目、マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみによる生物多様性への影響が注目されていて、どうにかしなければいけないというところで、同じページの25行目に、海洋漂着物の回収・処理や発生抑制対策等の実施とあります。ここも水産系のものは分けたほうが良いというご意見ですか。

○児矢野委員 ゴーストフィッシングの問題は、漂着物だけではないのです。要するに、海を漂っているものが生態系に損害を与えたりか海鳥が絡まるとか、そういう問題もあるので、両方で書くのがいいのかなと思います。私もあまりアイデアがないのですが、水産物は、特にFAOとかRFMOとか国連の決議の中にも結構書かれていますし、ほかの府県でも養殖などにも取り組んでいるので、それは別途書いたほうがいいのではないかと思います。

○吉中部会長 それも再掲の形で必要なところに載せていただくのがいいのではないかと思います。今、松島委員がおっしゃったとおり、12ページの25行目辺りにも割とフィットしそうな感じはあります。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中部会長 それでは、基本方針2に移りたいと思います。

本編では17ページから18ページ、行動計画では15ページから18ページまでです。何かお気づきの点がありましたらお願いします。

○松島委員 18ページです。

ここでOECMについて言及されています。基本方針2に対する行動という段落の下から7行目で、「OECMについては、『自然共生サイト』として環境省の認定を多くの地域が受けられるよう、地域の後押しを行っていくことが必要です。」とありますが自然共生サイトというものがどこかで説明されていたかが気になりました。これは、分かりにくいと思うので、どこかで補足してあげるといいと思います。

○白木委員 アクションプランの15ページになります。

関連する施策の1で、国際的な生態系ネットワーク保全上重要な地域の維持管理に、ラムサール条約登録湿地に係る鳥獣の生息状況や利用者の状況などと書かれているのですが、ここでは、ラムサール条約登録湿地だけではなくて、例えば、フライウェイになっている場所とか、IBAサイトとか、ほかに該当するようなところはここに入れたほうがいいのではないかと思います。

○吉中部会長 ほかにかがでしょうか。

○児矢野委員 本編の2-2に、流域や山系等と「等」が入っているのですけれども、流域というのは河川だと思うので、いうのは、ずっと昔から言われていることなので、この流域や山系等だけではなくて、例えば、海とか森林も入る感じにできないですか、日本語を工夫していただいたほうが道民は分かりやすいのではないかと思います。

それと関連して、先ほど言い忘れましたが、6ページの九つの生態系の枕書きところです。本道の生態系は、また、多くの生態系がつながりあってという、このところに含意されているのかもしれませんが、森・川・海のつながりがあって、それが生態系として大変重要なのだというものも書いておくと、道民としては大変分かりやすくいいのではないかと思います。

○吉中部会長 森・川・海は、前回の案ではそういう用語が使われていたのを、少し分かりやすくということで削ってしまっているの、少しご検討いただければと思います。

○早稲田委員 とても大きなことになってしまうのですけれども、このタイトルは土地の適正利用・管理となっております、土地利用という言葉と結びつけて考えて中身を見てしまうと、例えば、農業とか農地とか都市の土地利用とは関係ない、どちらかという保護地域と生息地をどうするかという中身になっていると思いました。

その意味では、タイトル自体が生物多様性保全のための保護地域や生息地の適切な管理など、「土地の」という言葉はここではそぐわないのではないかと全体の中身を見て思っておりました。

大きなところで、1点、そこをお願いいたします。

○吉中部会長 基本方針2の本編の17ページの上にパラグラフが二つありますけれども、その最後に、「保護地域やOECMといった生物多様性の保全に資する地域を確保し、適正な管理を行っていくことが求められています。」とありますので、今、早稲田委員がご指摘いただいたことも全くごもっともな感じも受けましたが、こういう文言にしようとしたのは、そもそも理由があったのですね。事務局からご説明いただけますか。

○事務局（橋本課長補佐） GBO5、生物多様性条約、愛知目標に向けて各国が取り組んできた評価を、世界規模の生物多様性の評価をした中に、これを改善していくために八つの取組で変革が求められると言われていた中に土地利用の話がありまして、土地利用と森林の管理ですが、国際的には森林面積の減少をかなり問題視していて、森林面積の減少については土地利用の話とつながっていく話だったと思いますが、私たちの中で考えたときの保護区は、単純に保護をしますという話ではなくて、土地の適正利用、私

たちの生活とか産業も関わりながら生物多様性の保全のための土地利用をどう考えていくのかという視点でこの基本方針を見ていきたいという思いです。その中で、私たちの中でできることとしては、きちんと保全すべきところを保全し、新しい取組として、ほかの目的であっても、生物多様性の保全に資する区域に関しては、国がOECMあるいは自然共生サイトという形で取組を進めようというところがありますので、私たちも連携しながら、こういう方針を立てているところでございます。

○児矢野委員 今、早稲田委員がおっしゃったことと事務局がおっしゃったことを伺って思ったのですが、基本方針1の農業の部分は、まさに土地の適正利用の話に入ると思ったのです。例えば、本編の取るべき行動1-5、これには水産が入っているので土地は入らないかもしれませんが、1-2も適正利用と関わるし、基本方針1の先ほどの行動計画編の環境と調和したクリーン農業とか有機農産物、営農、地球温暖化、環境によい営農活動を支援、これも土地利用に入るのかなと。あとは森林整備の推進ですね。どうしたらいいか分からないのですけれども、事務局が考えられた基本方針の土地の適正利用は、都市の話を意識しておられるのかなという気がします。

ここには農業が入ってこないのであれば、それを書いておかないと、分かりにくいと思いました。

この土地利用というのは、基本的に都市の話に限るという理解でいいのでしょうか。

○早稲田委員 ありがとうございます。事務局の考え方は理解しました。

その上で、具体的な議論としては、行動計画の16ページの3に、みどりの機能と連続性を考慮した都市緑化の推進とございます。ただ、昨今の状況を見ると、これは一昔前の話というか、緑をつなげて都市緑化を進めていこうということが今まで進められてきていますが、その結果、今、ヒグマとかエゾシカが市街地に侵入する状況も起きています。ここは、生物多様性保全のことだけを考えると、都市緑化の推進となりますが、今は逆に、土地利用を考えてゾーニングですみ分けをしていかなければいけないという議論があると思います。

ですから、そういうことも書いていくということであれば、土地利用の適正な管理にはつながると思うのですが、今書かれている内容は保護地域や生息地の保全という内容が多いのかなと思いましたので、今の児矢野委員からのお話も踏まえて、土地という言葉を使うのであれば、農漁業の話や都市の話についてもこの中に組み込んでいくほうがよろしいと思いました。

○吉中部会長 まず、児矢野委員からのご質問で、基本方針2で取り扱うのは都市が中心なのかというご質問ですが、事務局からお答えいただけますか。

○事務局（橋本課長補佐） 都市に限らず、それ以外の区域も含めて考えております。

○吉中部会長 ラムサール条約に限らないのですけれども、フライウェイの基地としての重要な湿地であるとか、自然公園や鳥獣保護区なども入っていますので、都市ということではないということだと思います。

○児矢野委員 一つの考え方として、14ページの基本方針1の持続可能な農林水産業の推進の下から三つ目のポツに、環境と調和した持続可能なクリーン農業の取組拡大の推進とあって、同じものが16ページの2の下から四つ目のポツにあるのです。ですから、別に重複していてもいいという話なのですね。

○事務局（橋本課長補佐） 再掲という形で、一つの取組がほかの基本方針の取るべき行動に入っているものもございます。

○児矢野委員 再掲というのは、この中の再掲ということなのですね。前回のものから持ってきたのではないのですね。

○事務局（橋本課長補佐） はい。

○児矢野委員 分かりました。

○坂東委員 途中からの参加で申し訳ありません。

今、早稲田委員が質問された土地の適正利用ですが、この内容を見ていくと、例えば、アドベンチャートラベルとか、いろいろな意味での普及啓発、こういう活動が必要ということで、積極的に利用していこうということで、30 by 30はあるけれども、そういうものをどういうふうにご利用していくのかも課題だと思うのですが、そういうことは全く考慮されていないのですか。保全に関わるなという雰囲気があって、2に「利用」と書いていながら、利用する部分の項目がないように見えるのです。利用自体の考え方は、先ほど説明を受けたので理解できたのですけれども、そういう意味での利用という考え方はどこかに盛り込む考えはないのですか。

○吉中部会長 私の理解では、適正な利用を推進していくというのは、基本方針4で主に取り扱うのがいいと思っておりましたが、事務局はいかがでしょう。

○事務局（橋本課長補佐） 部会長のおっしゃるとおり、基本方針4での取り上げと考えておりました。また、地域課題とか地域振興に生態系サービスを活用する観点では、基本方針3にも関わってくる部分があると思います。

○吉中部会長 例えば、21ページにもオーバーツーリズムや観光公害というネガティブなことも書かれてありますけれども、持続可能な経済活動を自然資本として積極的に活用を図るといのがこの後の基本方針3にも書かれています。

そこで、今のご意見があったアドベンチャートラベルの取組ももし必要であれば、書き込んでいくといいと思いました。坂東委員、よろしいでしょうか。

○坂東委員 ただ、基本方針2の中に土地の適正利用と書かれているので、そこに利用という意味での位置づけが全くないのは、早稲田委員と同じように、違和感が残るのではないかという気がします。

○吉中部会長 例えば、行動計画の17ページですが、まさに自然公園の利用も想定されている地域だと思いますが、17ページの保護地域の管理、あるいは指定見直しのところで、ここも再掲の形になるかもしれませんが、適切な利用というものを書いていただくと、少し出てくると思いました。ご検討いただければと思います。

それから、基本方針2のタイトルです。

私が混乱しているのは、土地の適正利用・管理を生物多様性保全のためにどうしますかではなくて、ここのタイトルは、生物多様性保全のための土地をどういうふうに適正に利用・管理するかという意味かなと私は理解したのです。そうではなくて、生物多様性に資するためにランドデザインとして土地利用計画を見直すのだという大きな話なのか、いや、生物多様性保全に資する土地、特に保護区とか重要な渡り鳥の中継地とか、そういうところをどうやって適正に利用管理していくのか。

私の混乱の理由は分かりましたか。どちらを目指していたのですか。

○事務局（橋本課長補佐） 私たちとしては、部会長のお話ですと後者です。生物多様性に資する土地利用という観点で、内容としては保全の話が多くなっています。

○吉中部会長 この日本語を検討していただくといいのではないのでしょうか。今のままだと、どちらにも取られてしまうので、いかがでしょうか。

○松島委員 今のお話は、本編の17ページの9行目から10行目にまとめられている保護地域や保護地域以外という生物多様性の保全に資する地域を確保し、適正な管理を行っていくことが基本方針2なので、これをほぼこのままタイトルに持っていったほうがいいと思います。多様性の保全のための土地のというよりも、多様性の保全に資する土地とか地域の適正な管理などをタイトルにすると、もう少し明確になると思いました。

○吉中部会長 まさにおっしゃるとおりだと思います。少しご検討をお願いします。

今、お約束していた4時を過ぎてしまいましたので、どこかで切って継続にしたいと思いますが、基本方針2だけは終わらせたいと思います。

○白木委員 細かいところで恐縮ですが、基本方針2の18ページの取るべき行動2-1に、渡り鳥等の広域的に移動する動物の渡来地等の保全を通じ、道外・国外との生態系のつながりを強化するとあります。ここは、生態系のつながりが全体に強く打ち出されていると思うのですが、例えば、ここに書かれている渡り鳥を考えると、渡来地である生息地、中継地の保全はもちろん重要なのですが、生態系のつながりなので、フライウェイの保全が非常に重要だと思います。

同様に、陸上の生物にとっては、移動経路的なものの保全が生態系のつながりをつくる上では重要ですので、河川については挙げられていますが、ここでは回廊のような言葉も入れていただければと思います。実際のアクションプランでもそれに該当するような行動を入れていただければと思います。

○吉中部会長 今のご意見は、本文18ページの取るべき行動2-1に、フライウェイという言葉が明示的に入れたほうがいいのではないかと、それを推進するための施策を行動計画の15ページの26、27行目の辺りに盛り込むべきではないかというご意見と理解いたしました。

○児矢野委員 今の関連ですが、白木委員からフライウェイという言葉を入れたほうがいいのかのお話がありましたけれども、そうしますと、鳥だけになってしまいます。ですか

ら、2-1の取るべき行動のところに「渡り鳥等」と書いてあるので、陸上のものも含むと考えると、渡り鳥等の広域的に移動する動物の移動経路、渡来地等の保全というのはどうでしょうか。

そうすると、アクションプランの2-1の部分と、4行目のところも、生息地や移動経路のような話になってくるのでしょうか、移動経路という言葉のほうが広いので、いいのかなと思いましたが、いかがでしょうか。移動経路の保全はどうするのかという話がありますけれども、ざっくりしたものなので、いかがでしょうか。

○吉中部会長 前回の議論では、2-1として、特に道外・国外とのつながりを一つの柱として別途立てたほうがいいのではないかということから、こういうことになったのではないかと思っております。今おっしゃったように、北海道の中での動植物の移動経路、つながりというのは、取るべき行動の2-1というよりも、別に立てるか、保護地域の見直しの中でそういう連続性を踏まえたものにするかというように、ちょっと趣旨が変わってくると思えました。

○児矢野委員 2-2ですかね。

○吉中部会長 2-2のほうがいいかもしれないですね。事務局、いかがでしょうか。

○事務局（橋本課長補佐） 私たちも今ご審議いただいている内容のとおり考えておりました。1番目が少し広い範囲での移動で、2-2に関しては、より近くの生態系のつながりという観点ですので、もし移動経路という話になると、やはり2-2かなと考えております。

○吉中部会長 では、2-2で具体的な関連施策として、どういうものが必要かをご検討いただければいいのではないかと思います。

○白木委員 音声が悪くて聞き取れなかったところがあるのですが、2-2に移動経路的な言葉を入れるということですね。

2-1ですが、先ほど児矢野委員が鳥だけではないほうがいいとおっしゃられていましたが、例えば、道外に出るとか国外とのつながりがあるという点から、鳥のフライウェイ、回遊性哺乳類や魚類では海遊路だと思います。フライウェイや海遊路という言葉は2-1に入れればいいのではないのでしょうか。

○中村委員 先ほどのまとめられたもののスケールの違いが2-1と2-2にあると言っていたと思うのですが、もう一つ重要なのは、2-2は異なる生態系のつながりがあって、森林と河川の間でもつながりがあるとか、海と森とのつながりがあるとか、そういうことが実は2-2には入っているのではないかと思います。

ここは、複数の生態系、もう少し正確に言うと、複数の異なる生態系のつながりと書いたほうがいいかもしれないと思えました。

○吉中部会長 基本方針2について、ほかにいかがでしょうか。

○坂東委員 一部音声聞き取れなかったところがあったので、確認です。

基本方針2の文言に関しては、土地の適正な管理という形にしていくという方向でい

いですか。利用というのが基本方針の3以降で出てくるので、適正な管理に統一するよ
うな方向でしょうか。

○吉中部会長 本編の17ページの9行目、10行目の辺りをうまく使うといいのではない
かというご意見だったと思います。ですから、生物多様性の保全に資する地域の確保、
適正な管理とか、松島委員、そういうことでしたね。

○松島委員 はい。

○吉中部会長 日本語として、もう少し練る必要があるかもしれませんが、生物多
様性の保全に資する地域の確保、適正な管理、こういう文言になろうかという話だっ
たと思います。

○坂東委員 了解しました。

○吉中部会長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中部会長 それでは、今日は最後まで行けませんでしたけれども、一応、基本方針2
まで見たということで、事務局とご相談したいと思うのですけれども、次回のこの部会
は年内にもう一回できる予定でしたか。

○事務局(橋本課長補佐) 今のところ、皆さんのご都合をお聞きしているところでは、
12月20日が参加できる方が多かったと思ひまして、一応、12月20日で予定確保
してくださいというお願いをメール上ではさせていただいておりました。

○坂東委員 申し訳ありません。

途中から参加していることもあって、もしかしたらもう議論されているのかもしれま
せんが、行動計画の13ページです。

関連する施策で、鳥獣の保護管理の適切な実施の部分で、ハンターさんの話が出てこ
ないですけれども、例えば、今、積極的に地域おこし協力隊などを使って、行政が関わ
るような形で、猟友会だけに頼ることのない仕組みを考えつつあると思うのですが、多
分、道でも専門員という形で全振興局に配置していく方向にあると思うので、そういう
ことは表記したほうがいいのではないかと思います。

○吉中部会長 その意見はまだ出ておりませんでした。どうもありがとうございます。

ここが一番じっくりきますか。その次かもしれないですね。被害の実態に応じた対策
の実施、どこかでそういう取組もしっかりと位置づけていただくことを事務局としてで
きますでしょうか。もしかしたら既にどこかに入っているのかもしれませんが。今のご趣
旨への施策は、どこかで既に位置づけられておりますかという質問です。

○事務局(橋本課長補佐) 現在、専門的知見を有する職員の配置については、2の鳥獣
による被害の実態に応じた対策の実施の中の3番目、北海道ヒグマ管理計画に基づく、
対策の推進、これがメインで動いておひまして、特に、現場で今問題が大きくなっ
ているのが、ヒグマの出没時に、いつまでもその状況を改善できない、地域に不安が広
がるというところなんです。これに対して、どのような取組ができるのかというところで、検討

が進んでいるところですので、私たちとしては、今、坂東委員からご指摘があったような部分はこの中に含まれているものと考えておりました。

○吉中部会長 坂東委員、聞こえましたでしょうか。1と2の両方に、あるいはどちらかにしっかりと書いていただくということで検討していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○坂東委員 ただ、本当は保護管理の適切な実施に向けての施策のほうではないかというか、ヒグマだけの話をしているわけではないと思ったので、大きな方向性としては、行政がしっかりと関わっていかなければいけないというスタンスで記載したほうがいいのかと思います。無理なら無理で仕方がないと思うのですが、本来目指していくのはそちらだと思いました。

○吉中部会長 ぜひ、事務局で、今のご意見を踏まえて修正していただければと思います。基本方針2までのところで、ほかにいかがでしょうか。

○児矢野委員 前に戻ります。

行動計画の2ページ、3ページのところで2点ありまして、基本的視点にどういうふうに入れるかという話はあるのですが、政策統合の話が最近よく議論されていて、環境省の環境基本計画を今策定中だと思いますけれども、そこでも政策統合の話は結構重視されているようです。多分、今、作成中だと思います。

それから、この中でもどこかで読んだ記憶があるのですが、政策統合の話ができてるので、施策の実施に当たっての基本的視点は初めに出てくる場所ですから、ここに政策統合の話のセクションを一つ入れていただくと、締まりがいいような気がしました。

4の社会・経済的な仕組みへの導入とも関わるかもしれませんが、これは企業活動の話に限られているので、マクロの視点からホリスティックに政策統合の話を、どこか初めのところで言うていただくと、大変よいのではないかと思います。

もう一つは、地域の固有性の尊重のところ、先ほど中村委員がおっしゃったように、異なる生態系のところを複数のものが移動することが書かれているのではないかとありましたけれども、これは、道内を移動する、河川と水田を移動する、河川と海を移動するというは本当にそうですけれども、国際法をやっている私としては、ここに国境を越えて移動する話を入れていただきたいと思いました。

ロシアとの関係で、北海道は非常に多いので、これもグローバルでありながら非常にローカルですという意味で、辺境地域にある北海道の一つの特徴かと思うので、国境を越えて移動するという部分の視点も2のところの何かの形で入れていただくと、非常にいいと思いました。

○吉中部会長 政策統合の少し大きな話になってしまいますけれども、もう少し工夫していただければなと思います。また、広域的、国際的、あるいは越境ということで、先ほどの話ともつながりますけれども、ここではサケ類のことだけがそれに当たりますが、それ以外のものも含めて、少し書きぶりを考えていただきたいと思います。少し悩んで

いただければと思います。

では、一旦、ここで今日の審議は終わりたいと思います。

先ほど事務局からご説明があったように、年内にもう一回、12月20日にできるといことですので、そこで、残りの部分と、今日言い損ねた部分を含めて見ていきたいと思ひます。

事務局、そんな進め方でよろしいでしょうか。

○事務局（橋本課長補佐） ありがとうございます。

時間が限られている中で、もしも可能であれば、事前にご意見をいただき、それをベースにご審議いただくことが可能であれば、そういう進め方も私たちとしてはありがたいです。そこはいかがでしょうか。

○吉中部会長 皆さん、いかがでしょうか。

審議にはなりませんけれども、残った部分も目を通していただき、気のついたことがあれば、メモ書きでも何でも構いませんので、書いていただき、事務局に集約していただき、それを次回の部会でご審議いただくという流れでよろしいでしょうか。

○事務局（橋本課長補佐） ありがとうございます。

それでは、こちらで期限を決めて、ここまでいただけますかというお願いを改めてさせていただきます。

お忙しいところ、お手数をおかけしますが、よろしくお願ひいたします。

○吉中部会長 ご熱心にご審議いただきまして、本当にどうもありがとうございます。

また、私のタイムマネジメントうまくなくて、最後まで行けませんでした、私も大変勉強になる議論をさせていただいたと思ひております。残り半分残っていますので、ぜひご協力をよろしくお願ひいたします。

○児矢野委員 締切りの設定についてですが、親会では、1週間とか5日間という締切りが非常に多いのです。本務を抱えている我々としては、5日間とか1週間で対応するとなると、出張が入っていたりしたら無理なのです。ですから、なるべく2週間ぐらいの猶予をいただける設定にさせていただけないかというお願ひです。

よろしくお願ひします。

○事務局（橋本課長補佐） 承知いたしました。我々も、毎月、皆様にご審議をいただいているのですけれども、それに追われる感じで進めているものですから、その辺りを踏まえつつ、最大限、時間を取られるように考慮させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○吉中部会長 それでは、事務局にお返しします。

3. 閉 会

○事務局（鈴木自然環境課長） 吉中部会長、どうもありがとうございます。

本日は基本方針2までご審議いただいたのですが、3と4の横断的・基盤的取組とい

うところが残っておりますので、お気づきの点があれば事前にこちらにいただいて、それをまとめて次回の部会でご審議いただくというように効率的に進めていきたいと思いをいたします。ご協力のほどをよろしく願いいたします。

次回は、12月20日の午後に予定してございます。ぜひともご出席のほどをお願いいたします。後日、またメールで正式に通知させていただきたいと思いをいたします。

本日は、長時間にわたり、ありがとうございました。

引き続き、よろしく願いいたします。

以 上